

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成31年12月31日まで保存)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 生 企 発 第 1 0 3 号
平 成 2 1 年 3 月 2 6 日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準の趣旨等について（通達）

このたび、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について（依命通達）」（平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号）により、「護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について（依命通達）」（平成15年2月27日付け警察庁乙生発第2号）において定められていた「警備業法第10条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準」（以下「旧基準」という。）が廃止され、新たに「警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準」（以下「新基準」という。）が定められたところである（別添の新旧対照表参照）。

新基準の趣旨並びに解釈及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

(1) 新基準第1関係

ア 護身用具全般に係る制限の明記（新基準第1柱書き関係）

警戒棒、警戒じょう、刺股及び非金属製の楯に鋭利な部位がある場合は、過度の殺傷力を有することから、新基準第1柱書きに「鋭利な部位がないものに限る」との制限が明記された。

なお、この制限については、旧基準第1の2の「人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの」に含意されていたものである。

イ 警戒棒及び警戒じょうの規格の見直し（新基準第1の1及び2関係）

平成19年に警察官等が使用する特殊警戒用具である特殊警戒棒及び警戒じょうに係る規格が改正されたことから、これを参考に警戒棒及び警戒じょうの規格が改正されたものである。

ウ 警備員等が携帯できる護身用具への刺股の追加（新基準第1の3関係）

旧基準制定以降も依然として警備員等が刃物やパール等で襲われる事件

が発生していること、刺股が広く一般に普及していること等から、警備員等が携帯できる護身用具に刺股が追加されたものである。

なお、刺股は、その形状から打撃のために用いられる可能性は低く、また、刃物等を使用した事案は警備業務の区分、場所及び時間帯を問わず発生し得ることから、人体に対する過度の威力（打撃力）とならないための長さ及び重量の制限並びに携帯できる警備業務の制限は設けられていない。

エ 非金属性の楯に係る制限の廃止（新基準第1の4関係）

非金属性の楯は、旧基準において、必要最低限の規格及び警備業務に限って携帯が認められていたところ（旧基準第1の2及び第4）、これまで特段の不適切な事例等はなく、また、刃物等を使用した事案は警備業務の区分、場所及び時間帯を問わず発生し得ることから、規格の制限及び携帯できる警備業務の制限が廃止されたものである。

オ 警戒棒、警じょう、刺股及び非金属製の楯以外で携帯できる護身用具（新基準第1の5関係）

新基準第1の1から4までに規定されている護身用具以外にも、防刃衣等警備員等が警備業務を行うに当たり携帯の必要性が認められ、かつ、公共の安全を維持するためにその携帯を禁止又は制限する必要性が想定しがたい護身用具があり、また、原子力発電所の警備に使用される警備犬等の特殊な警備業務に用いられる護身用具については、個別に護身用具として携帯する必要性及び公共の安全を維持するためにその携帯を禁止又は制限する必要性の程度を判断する必要があるところ、こうした護身用具については、網羅的に列挙することが困難であることから、包括的な規定が設けられたものである。

(2) 新基準第2関係

旧基準第2から実質的な変更はなく、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならないこととされたものである。なお、例外として、公営競技場においては、群衆による不測の事態が生じる蓋然性が高いことから、警戒棒については携帯することが認められている。

(3) 新基準第3関係

警戒じょうについては、新基準第2に定める場合のほか、新基準第3の1から3までに掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、これを携帯してはならないこととされたものである。

ア 指令業務を除く機械警備業務を行う場合に警戒じょうの携帯が認められ

ているのは、当該機械警備業務は不法に侵入した者が現在する可能性が高い現場において行われ、その遂行には高い危険性が伴うことに着目したものである。

イ 新基準第3の2(1)から(4)までの施設において警戒じょうの携帯が認められているのは、これらの施設はテロ行為の対象となるおそれが高いことに着目したものである。

ウ 新基準第3の2(5)及び(6)の施設において警戒じょうの携帯が認められているのは、(5)についてはその施設が多数の者が円滑に生活を営むに当たり重要な役割を果たしているものであることに、(6)についてはその施設内にある物に高い危険性があることに着目したものである。

エ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）が廃止され、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）が制定されたことに伴い、新基準第3の2及び3について所要の規定の整備が行われたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 新基準第1柱書き関係

新基準第1柱書きの「鋭利な部位」には、相手に危害を加えるために警戒棒又は警戒じょうに付けられた鋭利なつばや刺股に付けられた棘等が該当する。

(2) 新基準第3関係

ア 新基準第3の1の「指令業務」とは、警備業務対象施設からの情報を受信し、指令、通報等の措置を行う業務をいう。

イ 新基準第3の2の「警察官が現に警戒を行っている施設」とは、警察官が当該施設又は当該施設の周辺にとどまって警戒を実施することとされている施設をいうものであり、警らの途中に立ち寄ることとされているに過ぎない施設は含まれない。

ウ 新基準第3の2(1)から(6)までの定め趣旨は、1(3)アからウまでのとおりであるが、都道府県ごとの地域的特殊性を踏まえ、新基準第3の2(1)から(6)までに掲げられている施設以外の施設において施設警備業務を行う警備業者等について警戒じょうの携帯を認める旨の定めを置くこととしたい場合には、警察庁生活安全局生活安全企画課とあらかじめ協議することとされたい。

別添

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準
(傍線の部分は相違部分)

新 基 準	旧 基 準
<p>警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準</p> <p>第1 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）2 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）3 刺股4 非金属製の楯5 1から4までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの <p>第2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。</p>	<p>警備業法第10条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準</p> <p>第1 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、次に掲げるものを携帯してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 金属製の楯2 鉄棒その他人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。 <p>第2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。</p>

第3 警備業者及び警備員は、第2に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

1 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

2 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

(1) 空港

(2) 原子力発電所その他の原子力関係施設

(3) 大使館、領事館その他の外交関係施設

(4) 国会関係施設及び政府関係施設

(5) 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(6) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人々の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

3 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

第3 警備業者及び警備員は、第2に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

1 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

2 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

(1) 空港

(2) 原子力発電所その他の原子力関係施設

(3) 大使館、領事館その他の外交関係施設

(4) 国会関係施設及び政府関係施設

(5) 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(6) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人々の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

3 規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

第4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

1 第3の1から3までに掲げる警備業務

2 1に掲げるもののほか、規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時か

ら日の出までをいう。)において行われるものに限る。)

別表1 警戒棒の制限(第1の1関係)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え 40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え 50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え 60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え 70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え 80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え 90センチメートル以下	460グラム以下

別表2 警戒じょうの制限(第1の2関係)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え 100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え 110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え 120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え 130センチメートル以下	690グラム以下